

ドイツ社会政策学会旧世代の幻想的家内工業観

一 條 和 生

はじめに

19世紀中葉からの工業化時代の到来と共に、ドイツにおいても家内工業は、生産様式として最早主流たり得なくなった。しかしながら旧生産様式から近代生産様式への移行は、ドイツにおいては順調に進みはしなかった。織物業においては旧来の家内工業——すなわち旧家内工業（die ältere Hausindustrie）が衰退しつつも、19世紀後半に至っても尚一定の規模を保ち残存していた。また同じ頃既製服製造業においては、逆に家内労働化が進展し、新たな家内工業——すなわち近代家内工業（die moderne Hausindustrie）の発展が生じていたのである。⁽¹⁾こうした家内工業の残存・発展の最大の支えは、人間労働力の徹底した搾取に基づいた生産の廉価性であった。その結果家内労働者は貧困に窮し、彼らの中で大衆貧困状況（Pauperismus）が生まれていた。特に旧家内工業におけるそれは今日、ドイツ旧身分制社会の解体と工業化の不足とを原因として発生⁽²⁾した、「解放危機の社会問題」（die sozialen Fragen der Emanzipationskrise）と位置づけられているのである。

ではこうした家内工業問題解決のために、当時どの様な取り組みがなされていたのであろうか。そこで私が注目するのが、初期の社会政策学会（Verein für Sozialpolitik）の家内工業問題への取り組みである。社会問題の解決を目ざして結成された社会政策学会は、その結成期に家内工業問題に、どの様な対応を示していたのであろうか。本稿において私は、この問題の解明に取り組むこととする。

1. 社会政策学会の結成と家内工業問題

シュモラー（G. Schmoller）、ヴァーグナー（A. Wagner）、ブレンターノ（L.

Brentano) らを代表とする国民経済学者＝講壇社会主義者 (Kathedersozialisten) を中心として社会政策学会 (以後学会と略称) が結成されたのは、1873年のことであった。学会旧世代 (die ältere Generation des Vereins für Sozialpolitik) と呼ばれる彼らを学会結成へと動かしたのは、「財・収入の分配があまりにも不均等で、また階級闘争が過度に激しいと、自由な政治機構はやがて完全に破壊されてしまうにちがいない」という考えであった。⁽³⁾ まさに社会革命勃発への恐怖が、学会旧世代を社会改良組織結成へと動かしたのであった。そこで学会旧世代は社会革命防止のために、国民経済教義を倫理原則に基づかせて実施することを重視した。より具体的に述べるならば、社会改良を実施し、社会革命の起爆剤＝国内二極分化状況の発生源となり得る社会問題を解決することが目ざされたのである。ところで第一線を退くまで常に学会を中心になって主導していたシュモラーは、1872年アイゼナハにおいて開かれた「社会問題討議会」の開会の辞で、次の様に述べていた。

「われわれは自由がどこまでも世論によって管理されること、世論が実際欠如している所では国家が事業に干渉することなく調査に踏み切り、その結果を公表することを要求するものであります。われわれはこうした見地から主として社会問題に関する調査を、〔国家に〕要求するものであります。……われわれは労働者階級が、生活に必要とするよりも遥かにひどい住宅状況・労働条件のもとで生活しているかどうか配慮することを、国家に求めるものであります。⁽⁵⁾」

この様な見地にシュモラーが本当に立脚していたならば、彼は、そして彼が主導していた学会は、家内工業問題に深くかかわらなければならなかったはずである。なぜならば当時家内労働者は仕事場と化した自宅において、低賃金のもとで長時間過酷な労働を強いられていたからである。このことはシュモラー自身その著書『19世紀ドイツ小工業史論』で認めていたことであった。⁽⁶⁾ こうした状況が既存体制安定化のためにも決して放置しておくことが許されないものであったことは、既に1844年に経営者による一方的な搾取に怒ったシュレジエン地方の家内織工達が、暴動を起こしていたことが示していた。今日の観点から捉えるならば、家内工業問題はシュモラーが政府に要求していた社会問題調査の対象に当然入ってしかるべきである、と考えられる。では学会自身はその結成時に、家内工業問題に実際どの様に取り組んでいたのだろうか。はたして当時学会は、家内工業において発生していた弊害状況を、社会問題として認識

していたのであろうか。このことは、1873年学会アイゼナハ大会における労働者保護問題に関する討議内容を分析することにより、明らかにすることができるのである。

2. 1873年社会政策学会アイゼナハ大会

1873年に開かれた学会アイゼナハ大会では、工場立法（Fabrikgesetz. すなわち労働者保護立法）問題が議題の一つとして取り上げられた。その際に立法化のための準備調査をどの範囲まで行なうかが、論争点の一つとなった。討議で報告者を務めたノイマン（F. J. Neumann）は、調査は工場・鉱山・製鉄所・採石場に限定されるべきであるとして、手工業・家内工業を調査対象から外すことを主張した。その理由として彼は次の5点を指摘した。①工場においては、労働者の健康・徳性に対する危険が、手工業・家内工業におけるよりも大きいこと、②手工業者・家内工業労働者は、工場労働者よりも大きな労働の自由〔必要に応じて休憩を取ったり、気分転換を行ったりできることを指す〕を有すること、③手工業・家内工業への工場立法の適用は、家庭・家族の権利への干渉という好ましくない結果をもたらしてしまうこと、④特に工場立法の適用により、家内工業を法律により制限してしまうことが危惧されること、⑤手工業・家内工業への法律の適用、及びその監督は非常に難しく、工場立法全体の促進を鈍らせてしまうこと⁽⁷⁾。以上の理由をもってノイマンは、手工業・家内工業における弊害状況は解消されなければならないとしつつも、それをさしあたり労働者保護法（施行の前提となる調査の）対象から外したのである。ところでこうしたノイマンの考えは、総数105名（内大学教授は16名）の大会出席者の多くも共通に抱く所のものであった。というのもノイマンに対する反論が、一部のグループを除けば大会出席者から出されなかったからである。結局大会では工場立法準備調査に関するノイマンの次の提案が、原案通り承認されたのであった。

「これら全ての〔工場立法実施のための〕調査は、当該施設及びその敷地内に、少なくとも10名の（男女）労働者が雇用されている工場・炭鉱・製鉄所・採石場・鉱山に対してのみ実施する。」⁽⁸⁾

かくして1873年学会アイゼナハ大会では、家内工業へ労働者保護を適用することはひとまず否定された。少なくとも若干の例外者を除けば、当時学会旧世代の多数にとり家内工業における労働者の窮状は、解決が急務の社会問題とは

認識されていなかった。先述の「社会問題討議会」の開会の辞で、シュモラーが学会の対政府要求項目の一つとして掲げていた社会問題調査の対象から、家内工業が外されてしまったことがこのことを物語っていた。では何故に学会旧世代は、労働者の窮乏化をもたらしていた家内工業の存在を、弊害視しなかったのだろうか。このことは単に、当時まだ家内工業問題が深刻化してはなかったためである、と簡単に片付けることはできない。実は学会旧世代は、現実から遊離した幻想的家内工業観に囚われていたがために、家内工業の実態を十分に把握することができなかったのである。それが彼らが家内労働問題の解決を、工場労働の抱えていた問題の解決に対し、二次的に位置づけた原因であった。では彼らの幻想的家内工業観とは、いかなるものであったのだろうか。次にこの問題について、論を進めていくこととする。

3. 社会政策学会旧世代の幻想的家内工業観

学会旧世代の家内工業理論の最大の特徴は、家内工業を手工業と同族的に、すなわちそれを手工業の一特殊形態と位置づけたことにある。この考えは既に学会結成前から、ドイツ歴史学派の重鎮ロッシャー（W. Roscher）ら比較的多くの研究者に支持されていた。こうしたドイツ学界の一般的な流れを継承した家内工業理論は、シュモラーにおいて典型的に見出すことができる。シュモラーは学会結成時に家内工業を、生産は手工業的に行なわれるが販売は商人により大規模に行なわれる「輸出手工業」（Exporthandwerk）と位置づけていたのである。⁽¹⁰⁾「輸出手工業」という定義は、手工業の特質であった生産者による販売という要素が失なわれ、販売が商人により輸出を含めて大規模に行なわれていた所に家内工業の特質＝手工業との相違がある、という考えに基づいていた。またこれに加えて、家内制織物業においてしばしば見受けられた農業活動との結びつきは、家内工業の副業性を示すものであると受け取られていた。⁽¹²⁾シュモラーの家内工業理論の特徴は、家内工業をこの様に副業性の高い輸出手工業として位置づけた所にあったのである。そしてこの位置づけはシュモラーのみに固有なものではなく、同じく学会旧世代のシェーンベルク（G. Schönberg）⁽¹³⁾においても見出すことができるのである。

ところで以上の様な認識は、学会旧世代の家内工業問題への対応を決定的に制約した。なんとすれば、家内工業に就業した労働者＝家内工業者（Haus-

industrielle) は、中産階級たる独立自営業者 (selbständige Gewerbetreibende) である、と彼らには映ったからである。衆知の如くシュモラー社会改良構想の根幹をなしていたのが、手工業者・独立自営農民等により代表された中産階級であった。彼はその内に社会体制安全弁としての機能を見出し、その存続・⁽¹⁴⁾発展を求めていたのである。従って家内工業を中産階級の基盤と捉えた時点で、シュモラーの、そして彼が影響力を及ぼしていた旧世代支配下の学会の家内工業に対する基本方針も定まったといえる。すなわちその維持が図られることになったのである。

学会旧世代は家内工業を、非常に恵まれた生産様式であるとみなしていた。彼らにとりそれは、道徳的・社会的な長所を備えたものであった。彼らにこうした思いを抱かせた最大の原因は、家内工業が生産者の家庭を基盤として行なわれていたからであった。家庭生活を慈しむドイツの風土故に、在宅労働が豊かな家庭生活を保障する、と思われたのである。シェーンベルクが家内工業の長所としてまず第一に、「家庭で仕事が行なわれるために、⁽¹⁵⁾両親、子供、夫婦が離れ離れとならない」ということを指摘していたのも、そのためであった。このシェーンベルク、そしてシュモラーらに続く学会第二世代たる学会新世代 (die jüngere Generation des Vereins für Sozialpolitik) の一員ゾンバルト (W. Sombart) は、学会旧世代が家内工業に対し抱いていたイメージを、次の様な小文にまとめていたのである。

「とある山腹にある、かん木によって半ば覆われた心地よい小さな家で、家庭の神父〔たる父親〕が数多くの家族に囲まれて、静かに仕事をしている。父親は独立した仕事熱心なマイスターで、農業活動・工業活動を交互に行ないながら、身も心も健全に保たれていた。彼のかっぶくの良い妻は家事を行ない、遊びながら教育者でもある父親をとり囲んでいる幼き者達の世話をする。家庭ではなるほど仕事が行なわれるが、家庭生活は大切にされる……。」⁽¹⁷⁾

シェーンベルクは、「家内工業は工場制産業と比較すると、社会政策的見地から見て労働者及びその家庭生活に対し著しい長所を備えている」として、先の在宅労働に続けて幾つかの長所を列挙した。⁽¹⁸⁾彼は家内工業における労働=家内労働の種類を、一般に健康に有害ではなく生命にかかわるものでもない、と見なした。また工場労働における様に生産者が中断なく機械に追いまわられることのないことも、彼には家内工業の長所と映った。またその農業活動との結

びつき（家内工業の副業性）は、当時正業のみでは生活が苦しくなりつつあった独立自営農民と独立自営業者の収入を相互に補なうものとして、好ましいと受けとられた。さらに彼は、工場労働者が製品の一部製造にしか携わらないこととは対照的に、一つの製品を1人で完全に仕上げることが家内工業者に労働の喜び・満足感を与えると考えた。労働時間が第三者の意志によってではなく生産者自身によって定められることも、彼の評価する所であった。ところでここで注目したいのは、家内工業において家族の労働力を「家庭生活への危険なしに」一時的に利用できる結果家族の収入が増すことを、彼が家内工業の長所として評価していたことである。というのも、彼がそれぞれ長所とみなしていた、在宅労働と生産者自身による労働時間の決定という家内工業の二つの特質が結びついたことが、低賃金下での家族全員をも巻きこんだ長時間労働発生の一つの原因となっていたからである。実際当時チューリンゲンの玩具製造家内工業では、2人の義務教育下の児童を含む家族5人で1日中働いても、週に15～16マルクしか稼ぐことができなかつたのである。この事実を前に今日考えると、シェーンベルクが長所とした家内工業の特質は、はたして実際にその通り長所といえたかどうかは疑わしい。そしてこのことは当時から既に問題とされていたのである。学会新世代の一員シュティエダ（W. Stieda）は、「国民経済学者にとり、家内工業の組織形態全体には何か魅惑的なものがある」と述べ、学会旧世代の家内工業観に疑いの目を向けたのである。⁽²⁰⁾ 彼はシェーンベルクらが指摘していた先述の家内工業の長所について触れ、労働者が家内工業のもとでは工場や手工業マイスターの家におけるよりも幸福と感ずることが、あたかも事実であるかのように信じられていると述べた。続けて彼はそれらの長所を、実存するものではなく机上の推測的なものである、と断じたのである。ではなぜ彼らはこうした現実とは乖離した見解を抱くに至ったのであろうか。その原因をシュティエダは、彼ら学会旧世代が家内工業に対し、「夢見る理想」（das geträumte Ideal）——すなわち幻想的家内工業観——を抱いていたことに見出したのである。これはシュティエダの個人的な見解ではなかつた。ゾンバルトもシェーンベルクの指摘した家内工業の長所を「推測的な長所」（vermeintliche Vorzüge）、と考えたのである。そして彼はその各々を、事実には適合しないもの（家内労働の非有害性等）、事実ではあるが長所ではなく短所と見なされ得るもの（在宅労働等）、家内工業のみに固有の長所ではない

もの（農業との結びつき等）、の三つに分類し、それらを長所とすることに反対したのであった。⁽²²⁾

シュモラーに典型的に見い出せた様に、学会旧世代の夢見る理想とは、家内工業を中産階級の温床と見なす考えに基づいていた。彼らにとり家内工業とは、「プロレタリアート発生⁽²³⁾の危険を最小にする」ものであった。だからこそ彼らにとり家内工業マイスターの維持を図ることは、独立自営農民の維持と並び、19世紀ドイツ国民経済の最重要課題とされていたのである。⁽²⁴⁾しかしながら彼らの理想と現実との間には、大きな溝が生じていた。既に1844年にプレスラウ扶助協会（Breslauer Hilfsverein）書記としてシュレジェン織物業地域へ視察のために派遣されたプロイセン政府官補シュネール（A. Schneer）は、同地域の織工の窮状について次の様に報告していた。

「……熟練労働者に対する最高賃金でさえ、4人家族にとり必要最低限たる2ターレル4ジルバーグロッシェンの半額以下である。……織工の服はぼろぼろで家は朽ち果て、肉は復活祭・聖霊降臨祭・クリスマスの時ほんの少し食べられるにすぎず、その量も5～6人家族に対し半ポンド割りあてられるにすぎない。教会用の服を多くの者は、既にずっと前に売ってしまったか質入れしてしまった。彼らはぼろを着て教会に行くことにはずかしがっている。」⁽²⁵⁾

では学会旧世代は上記の様に記されていた現実をどの様に捉え、それにいかに対処していたのであろうか。なるほどシュモラーはとりわけ織物業において最も顕著に示されていた旧家内工業の衰退状況を、次の様に捉えていた。

「国民経済文化の一般的な発展に、〔家内工業に就業した〕織工（Weber）もまたかかわった。しかしながら〔家内工業に就業した〕紡績工（Spinner）と織工とのかなりの層の特別な状態⁽²⁶⁾が悪化したことは否定できない。」

彼はとりわけ1840・50年代以降の織物業一般における状況を、生産・消費の増加、製品の技術的完成度の上昇、とりわけ大経営者の著しい利益、全面的な破滅に至るまでの織工の貧困化・精神道徳両面における墮落、という4点から説明した。そして彼はそれらを一括して「陰気な姿」（ein düsteres Bild）という言葉で表現した。⁽²⁷⁾大経営体に支えられた生産の発展以上に家内織工の窮状を弊害視したが故に彼は、織物業の当時の状況を否定的に捉えたのである。そして彼はこの「陰気な姿」を前にして、自らに次の様に問いかけていた。

「われわれは今やこうした陰気な姿にむかって、自らを次の様になぐさめる

のであろうか。これは自然法則になかった過程なのだ、つまり今やだいたいにおいて家内工業を維持することはできないのだ、ナポレオン戦争とその当時の販売の停滞は、遅かれ早かれ訪れる〔家内制織物業〕絶滅のきっかけを与えたにすぎないのだ。〔家内工業に就業した〕織工の困窮は、これほど長い間進歩せる技術の掟を回避してきたことに対する罰なのだ、そして工場において労働者は、再びより良い〔生活〕状態へたどりつけることができるのだ、と。」

シュモラーは、「絶対的な産業自由主義派」(die unbedingte Freihandelschule)が好んでなすものとした以上の問いかけには、真実(Wahre)が幾つか含まれているが、完全なる真理(die volle Wahrheit)は含まれてはいないと考えた。真実とは、技術進歩は回避されてはならない、ということを目指していた。家内工業者の窮乏化発生の原因は彼らの技能向上が図られなかったことにある、と考えていたシュモラーではあったが、家内工業の衰退を技能向上を怠ったことに対する「罰」として、一面的に受け入れることはなかった。彼が、「真実」を含むにもかかわらず先の問いかけを「完全なる真理」と捉えなかった理由は、技術進歩が中産階級たる織工の貧困と結びついていたからであった。それは彼にとり決して「健全なる社会状況」とは呼べなかった。そこで彼は技術進歩と社会進歩とを結びつける組織はないのかと模索した。少なくとも学会結成時の彼には、大工場経営体(der große Fabrikbetrieb)がまだ健全なる社会状況と結びついていないことは明らかであった。そこで彼は、家内工業に技術の進歩を受け入れさせ組織を少し改編すれば、健全なる社会状況が生まれ得ると考えた。ここに衰退しつつあった旧家内工業は、シュモラーから改めてその可能な限りの存続が求められたのであった。彼は織物業を例にとり、「織工がプロレタリアートの最下層へ落ちこむ前に」⁽³¹⁾帝国政府が織物業学校を設立するなどして織工の技術水準の高揚を図り、その衰退に歯止めをかけることを求めた。「中産階級の消滅は、わが国の政治的・社会的未来をむしばむ」⁽³²⁾と考えられたがために、早急な救済策の実施が必要であった。社会改良の主体をあくまでも国家においた「社会保守派」(soziale Konservativen)⁽³³⁾たるシュモラーにとり、家内工業の救済には国家が中心となって乗り出さなければならなかったのである。

ところでシュモラーは、家内工業者がプロレタリアート化する前に救済策を実施することが必要であることをさかんに強調していた。彼にとりプロレタリアート化した家内工業者は、最早彼が高く評価した中産階級たり得なかったか

らである。そしてこの認識が生み出されたことには、彼及び彼と同様の家内工業観を有していた学会旧世代の多くが注目していた家内工業が、専ら「資本主義国民経済の初期に成立」し、「自然的に次第に増加していった人口」を労働力供給源とした旧家内工業⁽³⁴⁾であったことが大いに影響していたのである。シュモラーは『19世紀ドイツ小工業史論』において家内工業の叙述にかなりのページをさいていたが、そこで触れられていたのは主として、織物業・小鉄工業における家内工業＝旧家内工業であった。そこでは、副業婦人労働に支えられ当時都市中心に発展をしていた近代家内工業については、殆んど叙述がなされていない。このことは、同時期に家内工業の内でも、「独立な都市の手工業・農民経済、なかならず労働者家族の住宅を前提とする古い型の家内工業とは名称の他には何の共通点をもたない」近代家内工業⁽³⁵⁾に特に注目していたマルクスの姿勢と、好対照をなしているのである。ところでこうした旧家内工業重視の姿勢は、シュモラーの場合長く維持された。例えば1890年代になっても依然として彼は家内工業を、「手工業的な身体が商人の頭を持っている」と特徴づけていた⁽³⁶⁾。そして彼が存続を求めた家内工業も、「家内労働者がいくら土地を持ち、技術教育を十分に受け、プロレタリアートというよりも中産階級であり、貧困化せず多くの有能なる問屋商人（Verleger）階級に対抗し、彼らと人道的な契約関係を結ぶこと」⁽³⁷⁾を可能とするものに限られていたのである。1890年代当時には、帝国政府により初めて家内工業実態調査が行なわれた（1882年）こともあって、学会結成時よりも遥かに広く近代家内工業の発展が世に知られるようになっていた。特に既製服製造業におけるその過酷な労働は、スウェッティング＝システムの名のもとに、強く弊害視されるようになった⁽³⁸⁾。しかしながらそうした状況下でも尚シュモラーにとり家内工業問題とは、圧倒的に旧家内工業の衰退問題だったのである。

学会旧世代はいつまでも家内工業を、その前工業化時代における発展せる姿で捉えようとした。ここに彼らの家内工業観が、幻想的なものとなった最大の原因があった。衰退しつつあった旧家内工業を非常に恵まれた組織・中産階級の温床と見なし、その可能な限りの残存を図ろうとしたことは、彼らの幻想がいかに強いものであったかを物語っていた。しかし時の流れは彼らを幻想から次第に醒めさせていった。その第一の証拠が、1887年に学会が第1回目の家内工業実態調査に踏み切ったことである。しかしそれでも彼らは完全に幻想から

脱却したわけではなかった。そのことは特に、その際の調査方法・視点の内容が示していた。そこで次にこの第1回学会家内工業調査に、分析の目を移してみることにする。

4. 社会政策学会第1回家内工業調査

1873年アイゼナハ大会で、家内工業を労働者保護法施行準備調査の対象から外してから10余年の年月を経た1887年、学会は第1回家内工業実態調査の実施に踏み切った。この様に家内工業を自らの研究対象としたことは、学会が従来の方針を変更したことを意味していた。そこには1880年を境として開始された、ドイツ学界における家内工業実態研究気運の高まりが影響していたと考えられる。1879年にトゥン(A. Thun)の研究書『ニーダーラインの工業と労働者』(„Die Industrie am Niederrhein und ihre Arbeiter“)が発表されるや、80年代初頭からドイツでは家内工業実態研究において、「国民経済学の遍歴の学徒の時代」(die Ära der fahrenden Schuler der National-Ökonomie)(ゾンバルト⁽³⁹⁾)が開始されていたのである。又1882年には帝国政府も、先述の様に職業調査において初めて家内工業について個別調査を行っていた。その結果旧家内工業の衰退・近代家内工業の発展という事実が改めて統計資料により確認されたために、一層家内工業問題への関心は高まっていったのである。

以上の様な状況下で行なわれた第1回学会家内工業調査の目的は二つあった。一つは労働者保護法の適用に備えて、家内工業の実態を明らかにすることであった。もう一つがどの産業部門において家内工業が⁽⁴¹⁾いまだ存続能力を有するかを明らかにすることであった。第一の目的から、1873年アイゼナハ大会から10年以上の月日を経て、漸く家内工業が学会から労働者保護法の対象として視野に取り入れられたことがわかる。また第二の目的からは、当時も学会がその存続を⁽⁴²⁾図るといふ観点から家内工業問題に対処していたことがわかるのである。従って調査において定められた視点も、家内工業発展の素地を見出すことを目指していたのである。シュモラー、シェーンベルクら学会旧世代が、いかに理想的な生産様式たる家内工業——しかしながらそれは現実から遊離した認識であったのだが——を維持するかに力を注いでいたことを思いおこせば、調査視点が以上の様に定められていたことも頷ける。また調査視点に基づいて定められた全26項目から成る調査事項の内容にも、学会旧世代の幻想的家内工業観は十分

に反映されていた。まず家内工業が有したツフト規約の内容・廃棄時期を明らかにすることが求められていた（調査項目1）。さらには自分の算段で生産を行ない商人に対し販売を行なう手工業的家内工業（handwerksmäßige Hausindustrie）が存在するか否かを、調査するよう求められていた（調査項目4）。まさに家内工業を手工業の一特殊形態とみなす考えが、以上の項目内容にうかがえるのである。従ってまた家内工業者が賃労働者か否かということも、重要問題となってきたのである（調査項目4）。ここではシュモラーが、家内工業に手工業的特性が多分に残っていた時にのみ、生産者が賃労働者化せず独立自営業であった時にのみ、その存続が可能であると考えていたことが思いおこされる。⁽⁴⁴⁾ また調査においては、家内工業者の平均結婚年齢・子供数（調査項目22）、道徳状況——未婚出産・アルコール中毒の有無——（調査項目23）を明らかにすることも求められていた。これらの調査項目が設定されていたことから、学会旧世代がその内に高き徳性を見出ししていた家内工業者の間に、道徳上の乱れが生じていたことが想像されるのである。

学会は第1回家内工業調査結果を、学会誌『社会政策学会誌』（„Schriften des Vereins für Sozialpolitik“）第40～42・48巻に『ドイツ家内工業』（„Die deutsche Hausindustrie“）と題してまとめ、1889～91年にかけて発表した。しかしながらそれに対する評価は、学会内部においてできえ必ずしも高くはなかった。学会新世代の旗手ゾンバルトは、「若き学識者の同じ対象〔=家内工業〕に対する最近の研究活動の結果、非常に高水準の研究に慣れてしまった」ため、学会第1回家内工業調査結果に示された「無味乾燥な食事を嘔み消化するには骨が折れる」とまで述べていたのである。〔学会が行なった〕硬直した研究から、本質的に何ら新しい視点が生まれてこないことは予想できたことである⁽⁴⁵⁾として、彼は第1回学会家内工業調査を酷評したのであった。では何故に学会の研究（調査結果）に硬直性が生まれたのであろうか。ゾンバルトの意をくむならば、研究（調査）が学会旧世代の幻想的家内工業観に基づいて行なわれたことがその原因であったといえよう。ゾンバルトは家内工業を手工業と同族的に位置づけることに反対し、常にそれを「私的資本主義生産様式の最もいかげしい形態⁽⁴⁶⁾（die bedenklichste Form der privatkapitalistischen Produktionsweise）と見なしていた。そのゾンバルトにとり学会旧世代の家内工業観、及びそれに基づいて実施された調査は、到底評価すること

ができなかったと考えられる。たしかに家内工業を労働者保護法の対象と見なすに至ったことで、学会旧世代は一步幻想から脱却したといえた。しかしながら依然として彼らが多分に幻想に囚われて家内工業問題に対処していたことが、第1回学会家内工業調査に対する学会新世代からの内部批判の原因だったのである。

おわりに

今まで見てきた様に学会旧世代の家内工業観は、「幻想的」と形容することができた。特にその現実からの遊離性は、19世紀後半以降の近代家内工業の発展とともに一層顕著となっていた。この様な状況下では、問題解決に対する無力さをさらけ出してしまっていた学会旧世代の家内工業観は、社会問題の解決を旨とした組織の支配的見解たり得なくなった。というのも1890年代に入るや、旧世代の様に幻想には囚われず、家内工業のもたらす経済的・社会的弊害の解消を旨とした学会新世代が、鋭く学会旧世代の幻想的家内工業観批判に乗り出したからであった。学会新世代は家内工業のもたらす弊害解消策実施の結果、家内工業が消滅しても止むを得ないと考えた⁽⁴⁷⁾。彼らはまさに旧世代の保持せんとしたものの消滅を認めていたのである。その結果学会内で、家内工業問題をめぐり世代間紛争（Generationskonflikt）が発生したのである。シュティエダ、ゾンバルト、ヴェーバー（A. Weber）ら学会新世代側から積極的になされたこの世代間紛争は、最終的に1899年学会ブレスラウ大会における家内工業問題討議の結果、学会新世代の勝利のもとに終結された。ここに学会内で旧世代の幻想的家内工業観は否定され、新世代の家内工業観がそれにとってかわることになったのである。

ドイツにおいて家内工業に本格的な労働者保護法が施行されたのは、1911年のことであった。同年家内労働法（Hausarbeitgesetz）が施行されたのである（ただし1907年に営業条例に一部改正がなされ、部分的に労働者保護法が家内工業に適用されてはいた）。そしてその実現には社会民主主義労働者組織たる自由労働組合との協力のものとなされた、フランケ（E. Francke）、A. ヴェーバー、ヴィルブランド（R. Wilbrandt）ら学会新世代の家内工業問題領域における精力的な活動が、重要な役割をはたしていたのである⁽⁴⁸⁾。

学会旧世代は、家内工業問題に有効に対応できなかった。彼らの幻想的家内

工業観が支配的であった限り社会問題の解決を旨ざしていた学会は、その一つを形成する家内工業問題の解決には有効な貢献をできないでいた。学会新世代によりこの事態に打開が図られた。その意味で学会旧世代の家内工業観に何らかの評価を下すならば以下の様になろう。すなわち学会旧世代の家内工業観は、ドイツ第二帝政後期に行なわれた学会新世代の家内工業問題領域における精神的な活動の、まさに誘発剤としての機能をはたしたといえるのである。

(注)

- (1) 旧家内工業・近代家内工業の詳しい特徴については、拙稿「自由労働組合と家内工業問題」(『一橋研究』, 第8巻, 第4号, 昭和59年1月)を参照されたい。
- (2) Vgl. Eckart Pankoke, *Soziale Bewegung — Sociale Frage — Sociale Politik. Grundfragen der deutschen „Socialwissenschaft“ im 19. Jahrhundert*, Stuttgart 1970, S. 52 ff.
- (3) Vgl. Dieter Lindenlaub, *Richtungskämpfe im Verein für Sozialpolitik. Wissenschaft und Sozialpolitik im Kaiserreich vornehmlich vom Beginn des „Neuen Kurses“ bis zum Ausbruch des ersten Weltkrieges (1890—1914)*, Wiesbaden 1976, S. 11.
- (4) Eröffnungsrede Schmollers bei der Versammlung zur Besprechung der socialen Frage (zur Vorbereitung für Gründung des Vereins für Sozialpolitik), zit. bei, Franz Böse, *Geschichte des Vereins für Socialpolitik 1872 — 1932 (Schriften des Vereins für Socialpolitik, Bd. 188)*, Berlin 1939, S. 10.
- (5) *Ebenda*.
- (6) Vgl. Gustav Schmoller, *Zur Geschichte der deutschen Klein-gewerbe im 19. Jahrhundert*, Halle 1870 (Abk.: *Schmoller I*), S. 550 f.
- (7) Vgl. *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bd. 4, Leipzig 1874, S. 23 f.
- (8) この例外となったグループとは、商業会議所事務局長、ヒルシュ=ドゥンカー労働組合員等、労働問題の実務に携わる人々(Praktiker)であった。例えばライプツィヒ商業会議所事務局長ゲンゼル(J. Gensel)が、ノイマンの見解に異を唱えた。彼は自己の商業会議所の調査結果に基づき、工場に代表される封鎖事業体(geschlossene Etablissements)におけるよりも、家内工業における方が弊害が遥かに大きいことを指摘したのであった。Vgl. *ebenda*, S. 44 f.
- (9) *Ebenda*, S. 30.
- (10) Vgl. Wilhelm Roscher, *System der Volkswirtschaft. Ein Hand- und Lesebuch für Geschäftsmänner und Studierende*, 3. Bd. (Die Nationalökonomie des Handels und Gewerbefleisses enthaltend),

- Fünfte, vermehrte und verbesserte Aufl., Stuttgart 1887, S. 556 ff.
- (11) *Schmoller I*, S. 498 ff.
- (12) G. Schmoller, *Die Entwicklung und die Krisis der deutschen Weberei im 19. Jahrhundert* (Vortrag gehalten im Zweigverein des deutschen Gewerbemuseums in Magdeburg), Berlin 1873 (Abk.: *Schmoller II*), S. 22.
- (13) Gustav Schönberg, Art. Gewerbe in: *Handwörterbuch der politischen Ökonomie*, Hrsg. von demselben, 2. Bd. (Volkswirtschaftslehre), 3. Aufl., Tübingen 1891, S. 42.
- (14) G. Schmoller, *Was verstehen wir unter dem Mittelstande? Hat er im 19. Jahrhundert zu-oder abgenommen?* (Vortrag auf dem Evangelisch-Sozialen Kongress in Leipzig am 11. Juni 1897), Göttingen 1897, S. 6 ff.
- (15) G. Schönberg, *a. a. O.*, S. 428.
- (16) Vgl. D. Lindenlaub, *a. a. O.*, S. 11 f.
- (17) Werner Sömbart, Die Hausindustrie in Deutschland, in: *Archiv für soziale Gesetzgebung und Statistik*, Bd. 4, 1891 (Abk.: *Sombart I*), S. 151.
- (18) G. Schönberg, *a. a. O.*, S. 428.
- (19) Vgl. *Protokoll der Verhandlungen des ersten Allgemeinen Heimarbeiter-schutz-Kongresses. Abgehalten zu Berlin im Gewerkschafts-haus am 7., 8. und 9. März 1904*, Berlin 1904, S. 11.
- (20) Wilhelm Stieda, *Literatur, heutige Zustände und Entstehung der deutschen Hausindustrie* (*Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 39: Die deutsche Hausindustrie, 1. Bd.*), Leipzig 1889, S. 106.
- (21) *Ebenda.*
- (22) *Sombart I*, S. 149 ff.
- (23) *Schmoller I*, S. 210.
- (24) *Ebenda*, S. 589.
- (25) Alexander Schmeer, Über die Not der Leinen-Arbeiter in Schlesien und die Mittel, ihr abzuhelpen, Berlin 1844, zit. bei, Hugo Karpf, *Heimarbeit und Gewerkschaft. Ein Beitrag zur Sozialgeschichte der Heimarbeit im 19. und 20. Jahrhundert*, Köln 1980, S. 13.
- (26) *Schmoller II*, S. 8.
- (27) *Ebenda*, S. 31.
- (28) *Ebenda.*
- (29) *Ebenda*, S. 22 f.
- (30) *Ebenda*, S. 31.

- (31) *Ebenda*, S. 33.
- (32) *Schmoller I*, S. 677.
- (33) Vgl. D. Lindenlaub, *a. a. O.*, S. 11.
- (34) W. Sombart, Art. : "Hausindustrie", in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*. Hrsg. von J. Conrad, W. Lexis, L. Elster und E. Löning, Zweite, gänzlich umgearbeitete Aufl., 4. Bd., Jena 1900 (Abk.: *Sombart II*), S. 1141.
- (35) Vgl. Karl Marx, *Das Kapital. Kritik der politischen Ökonomie*, 1. Bd., Berlin 1982, S. 485.
- (36) G. Schmoller, Die geschichtliche Entwicklung der Unternehmung. V. Die Hausindustrie, in: *Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reich*, 14. Jg., 1890, S. 1059.
- (37) *Ebenda*, S. 1075.
- (38) Vgl. *Sombart II*, S. 1143.
- (39) *Sombart I*, S. 120.
- (40) Vgl. *Statistik des Deutschen Reichs. Neue Folge*, Bd. 6, Berlin 1886, S. 83 * ff.
- (41) *Schriften des Vereins für Sozialpolitik*, Bd. 42: *Die deutsche Hausindustrie*. 4. Bd., Leipzig 1890, S. V.
- (42) Vgl. *ebenda*.
- (43) Vgl. *ebenda*.
- (44) Vgl. *Schmoller I*, S. 205 ff.
- (45) *Sombart I*, S. 121 f.
- (46) *Ebenda*, S. 149.
- (47) *Sombart II*, S. 1158.
- (48) 学会新世代の家内工業観, 及び彼らと自由労働組合との家内工業問題領域における協力関係については, それぞれ別稿を予定している。

(筆者の住所: 〒157 世田谷区千歳台 2-13-21)